

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

世帯員の被災、失業等により掛金の納付が困難となった加入者の負担を軽減するため、掛金の減免及び納付の猶予について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 掛金の納付の猶予を受けていた者に減免理由が生じたときは、猶予されていた掛金も減免の対象とする。
- (2) 災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者の掛金を減免する割合を引き上げる。
- (3) 掛金の納付を猶予する理由が継続している場合は、4月以内で猶予期間を延長できる。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。